

2026年度

市立四日市病院
歯科医師臨床研修プログラム

市立四日市病院

プログラム概要

臨床研修プログラムの名称

市立四日市病院歯科医師臨床研修プログラム(2 年コース)

臨床研修プログラムの目的と特色

(プログラムの目的)

将来、プライマリケアを中心とした一般臨床に対処し得る第一線の臨床医、又は高度医療を担う専門医のいずれを志すにも必要な歯科医療に関する知識、技能及び態度につき研修を行い、幅広い臨床能力を習得すること。

(プログラムの特色)

原則として、研修期間は2年間とし、麻酔科、耳鼻咽喉科などの関連科研修も行うことができる。

病院歯科としての特徴を踏まえ、他科医師との連携による有病者の歯科医療を行うことができる。

・臨床研修にあたり、特に工夫していること

- ①歯及び口腔の健全な機能が、精神活動も含めた全身的な健康を支えているという考えのもとに、単に口腔のみにとらわれず、全身を診るという観点から院内他科医師と積極的に交流を図り、医学的・歯学的な知識の向上を目指す。
- ②全身管理、救急処置習得のため、麻酔科研修を行う。また、隣接科(耳鼻咽喉科、眼科、外科、小児科等)の研修を行う。
- ③状況に応じて初診担当制をとり、積極的な臨床体制を身につけさせる。
- ④多種多様の病態を有する患者に対し、病態を的確にとらえるために、POS、SOAP方式によるカルテ記載を取り入れ、臨床検査や診断基準を確立し、スムーズな治療計画を実施し得る能力を養う。

臨床研修の目標

(プログラム全体の目標)

患者中心の全人的医療を理解し、すべての歯科医師に求められる基本的な診療能力(態度、技能及び知識)を身に付け、生涯研修の第一歩とすること。

症例数

到達目標達成に必要な症例数 合計 155 症例

※症例数の数え方としては、原則として治療の流れを連続して経験した場合を 1 症例としてカウントするが、連続して経験する機会を得ることが難しい場合は、必要な成果の概ね 6 割を達成できたものについて 1 症例としてカウントする。

プログラムの到達目標

A. 歯科医師としての基本的価値観(プロフェッショナリズム)

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともにQOLに配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

- ①人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ②患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
- ⑤診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2. 歯科医療の質と安全管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ①歯科医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ②日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
- ③医療事故等の予防と事後の対応を行う。
- ④歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤医療従事者の健康管理(予防接種や針刺し事故への対応を含む。)を理解し、自らの健康管理に努める。

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ①頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ②患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。

- ①患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ②診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ①適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ②患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ①歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③医療チームの各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ①健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ②地域の健康問題やニーズなど、公衆衛生活動を理解する。
- ③予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ①医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- ②科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③臨床研究や治験の意義を理解する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ①急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ②同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③国内外の政策や医学及び医療の最新動向(薬剤耐性菌等を含む。)を把握する。

C.基本的診療業務

1. 基本的診療能力等

<一般目標> GIO

患者の立場に立った歯科保健医療を提供するために、日常臨床において高頻度に遭遇する歯科疾患・障害に対する基本的な臨床能力(知識・技能・態度)を身につける。

(1)基本的診察・検査・診断・診療計画

<研修内容> 初診患者に対し①～⑥までを一連で実施する<症例数> 5症例

到達目標	研修地	研修内容	症例数	修了判定基準
①患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。	1	・接遇研修 ・医療面接 ・問診 ・前医問合わせ	20 症例	それぞれの到達目標ごとの症例数を経験していることが必要。 ①から⑥での到達目標を一連の流れとして経験し、症例数を達成することが望ましい。
②全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。	1	・口腔内診察を実施し、診察所見を解釈する ・頭頸部診察、各種検査の必要性のチェック	10 症例	
③診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。	1	・基本検査、咬合検査、咀嚼能力検査を実施し、検査結果を正確に読み解く ・エックス線写真撮影、読影	10 症例	
④病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。	1	・検査結果の評価 ・鑑別診断 ・担当患者の診断に関する口頭試問	10 症例	
⑤診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。	1	・カンファレンス参加、プロトコール作成 ・診療計画の検討	5 症例	
⑥必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。	1	・カルテ記載 ・治療計画書、手術、検査説明書に沿った説明 ・処方した薬剤についての説明 ・同意の確認	5 症例	

研修地: 1. 市立四日市病院 2. しばた歯科 3. 保健所

(2)基本的臨床技能等

到達目標	研修地	研修内容	症例数	修了判定基準
①歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。	1・2	・齲蝕の予防、歯周病の予防 ・ブラッシング指導	各1症例	必要症例数を経験していることが必要。
②一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。			合計 20 症例	aからfの合計必要症例数を経験していることが必要。
a.歯の硬組織疾患	1・2	1)レジン修復 2)インレー修復	4症例	
b.歯髓疾患	1・2	1)抜髄処置 2)感染根管処置	3 症例	
c.歯周病	1・2	1)歯科保健指導 2)スケーリング・ルートプレーニング 3)歯周外科治療の補助・見学	4症例	
d.口腔外科疾患	1	1)切開・切除 2)止血・縫合 3)口腔外科手術	3 症例	
e.歯質と歯の欠損	1	1)歯冠補綴治療 2)部分床義歯治療 3)全部床義歯治療	3 症例	
f.口腔機能の発達不全、 口腔機能の低下	1・2	1)機能の評価 2)管理計画の立案	3 症例	
③基本的な応急処置を実践する。	1・2	・止血法、縫合法 ・創傷処置 ・外傷歯の処置 ・骨折の処置 ・顎関節脱臼整復	5 症例	必要症例数を経験していることが必要。
④歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。	1	・バイタルサインの測定と評価 ・歯科診療に対する全身疾患のリスク評価と対応	3 症例	必要症例数を経験していることが必要。
⑤診療に関する記録や文書(診療録、処方せん、歯科技工指示書等)を作成する。	1・2	・診療録記載 ・処方箋作成 ・指示書作成	5 症例 各1以上	必要症例数を経験していることが必要。

到達目標	研修地	研修内容	症例数	修了判定基準
⑥医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。	1	・医療安全講習会への参加	年2回 参加	目標達成の基準として、講習会に出席し、医療安全対策および院内感染対策について理解していることが必要。
		・感染予防対策講習会への参加	年2回 参加	
		・アクシデント、インシデント発生時のレポート作成	該当時作成	

研修地: 1. 市立四日市病院 2. しばた歯科 3. 保健所

(3)患者管理

到達目標	研修地	研修内容	症例数	修了判定基準
①歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。	1	・隣接診療科(耳鼻科、眼科、小児科等)の見学 ・高血圧・糖尿病で医科診療中の患者に、処方薬の影響評価と対応を説明する。	5 症例	それぞれの到達目標ごとの症例数を経験していることが必要。
②患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。	1	・コンサルテーション ・カンファレンスへの参加	1 症例	
③全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。	1	・歯科治療中のバイタルサインの測定と評価	1 症例	
④歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。	1	・ショック時の対応、全身的合併症への対応	1 症例	
⑤入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。	1	・麻酔科において医科麻酔症例を含む症例を見学、実施、入院患者に療養上の留意事項を説明し、周術期口腔機能管理を行う	50 症例	

研修地: 1. 市立四日市病院 2. しばた歯科 3. 保健所

(4)患者の状態に応じた歯科医療の提供

到達目標	研修地	研修内容	症例数	修了判定基準
------	-----	------	-----	--------

①妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。	1・2	・文献や講習会参加等による理解 ・実際の診療時における実践	ライフステージ 毎に1症例	到達目標について、目標ごとの症例数を経験していることが必要。
②各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。	1・2	・文献や講習会参加等による理解 ・実際の診療時における実践	ライフステージ 毎に1症例	

研修地:1. 市立四日市病院 2. しばた歯科 3. 保健所

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

<一般目標> GIO

多様な患者の状況に対応した歯科保健医療を提供するために、日常臨床において遭遇する歯科疾患・機能障害に対する臨床能力に必要な知識・技能・態度を、多職種との連携や地域医療への理解を通じて身につける。

(1) 歯科専門職間の連携

到達目標	研修地	研修内容	症例数	修了判定基準
①歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。	1・2	・歯科衛生士との連携 周術期口腔管理等 歯科衛生士と共同で口腔衛生指導、スケーリング等施行	1 症例	それぞれの到達目標ごとの症例数を経験していることが必要。 ※チーム医療への参加の機会が得られない場合は講習会等による座学をもって代える。
②歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。	1・2	・指示書の作成 ・歯科技工士との連携 技工指示書を作成し、歯科技工士と共同で技工物作成施行	1 症例	
③多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。	1	・多職種によるチーム医療への参加	参加	

研修地:1. 市立四日市病院 2. しばた歯科 3. 保健所

(2)多職種連携、地域医療

到達目標	研修地	研修内容	症例数	修了判定基準
①地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。	1	・文献や講習会参加等による理解	1例(レポート)もしくは講習会に参加	到達目標について、目標ごとの症例数を経験していることが必要。
②地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。	1	・文献や講習会参加等による理解		
③歯科専門職が関与する多職種チームについて、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。	1	・歯科専門職が関与する多職種チーム医療に参加(栄養サポートチーム)	参加(月1回以上)	

研修地:1. 市立四日市病院 2. しばた歯科 3. 保健所

(3)地域保健

到達目標	研修地	研修内容	症例数	修了判定基準
①地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。	1	・研修歯科医ガイダンスでの講義	参加	到達目標について、目標ごとの症例数を経験していることが必要。
②保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。	3	・保健所等にて見学、体験する。または講義により理解する	参加	
③保健所等における地域歯科保健活動を経験する。	3	・保健所等にて体験する	参加	
④歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する。	2	・しばた歯科にて体験する	参加	

研修地:1. 市立四日市病院 2. しばた歯科 3. 保健所

(4)歯科医療提供に関連する制度の理解

到達目標	研修地	研修内容	症例数	修了判定基準
①医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	1	・文献や講習会参加等による理解	1例(レポート)もしくは講習会に参加	到達目標について、目標ごとの項目を経験し理解することが必要。
②医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。	1	・研修医ガイダンスおよび保険医集団指導に参加 ・診療の場での実践	参加	
③介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	1	・研修医ガイダンスでの講義 ・文献や講習会参加等による理解	参加	

研修地:1. 市立四日市病院 2. しばた歯科 3. 保健所

研修管理委員会の名称

市立四日市病院歯科医師臨床研修管理委員会

研修施設の概要

(管理型臨床研修施設)

名称	市立四日市病院
所在地	三重県四日市市芝田二丁目2番37号
臨床研修施設長	院長 蜂須賀 丈博
プログラム責任者	歯科口腔外科部長 石井 興
事務部門の責任者	事務長 長谷川 術
医療法上の許可病床数	一般535床(うち歯科5床)、感染症2床

(協力型Ⅱ臨床研修施設)

名称	しばた歯科
所在地	三重県四日市市諏訪栄町5番8号
研修実施責任者	院長 芝田 憲治
指導歯科医	芝田 憲治

(研修協力施設)

名称	四日市市保健所
所在地	三重県四日市市諏訪町2番2号
研修実施責任者および 研修歯科医の指導を行う者	高司 智史

研修期間及び研修内容

(1)研修期間

2年間とする。(令和8年4月1日～令和10年3月31日)

法定研修期間は令和8年4月1日～令和10年3月31日の2年間

(2)管理型臨床研修施設

①研修期間 24ヶ月

②研修内容 幅広い臨床能力を習得するために必要な歯科医療に関する知識、技能及び態度を身につける。麻酔科、耳鼻科などの関連科研修も行う。

(3)協力型(Ⅱ)臨床研修施設

①研修期間 14日

②研修内容 地域医療としての特徴を生かし、基本的診療を補いながら、地域住民に対する健康教育を経験できる。

(3)研修協力施設

①研修期間 1日程度

②研修内容 地域保健活動を理解し、経験する。地域医療としての特徴を生かし、歯科健診への参加

など、地域住民に対する健康教育を経験する。

臨床研修を行う分野ごとの研修施設はプログラムの到達目標を参照

研修歯科医の指導体制

プログラム責任者のもとに指導歯科医を配置し、研修歯科医の指導及び到達目標達成を援助する。
指導歯科医の直接の指導を中心とする。

※具体的体制については、指導歯科医の指導の下、患者を研修歯科医に配当し治療を行う「患者配当型」と研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、指導歯科医等の患者の症例を配当する「症例配当型」にて臨床経験を積み上げる。

研修歯科医の募集定員並びに募集及び採用の方法

研修歯科医の定員	1名
募集の方法	公募(マッチング参加)
採用の方法	筆記試験、適性検査、面接

研修歯科医の処遇

※下記は規則等改正・人事院勧告に準拠し、改定される場合あり。

(身 分)	常勤
(給 与 等)	1年次4月 月額報酬 341,500 円(令和7年度) 2年次4月 月額報酬 344,600 円(令和7年度) 期末・勤勉手当 4.60 ヶ月(令和7年4月現在) その他 通勤手当、地域手当、時間外勤務手当支給
(勤務時間)	原則として8:30～17:15 地方公務員法に基づき、アルバイトは禁止とする。
(休 暇)	土、日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日～1月3日)、年次有給休暇(20日)、夏期特別休暇等。
(時間外勤務・当直の有無)	時間外勤務有り、当直無し
(宿 舎)	宿舎無し
(住 居)	住宅手当(上限27,000円)
(施設内の室)	有り(共用)
(社会保険等)	健康保険・年金保険(市町村職員共済組合) 災害補償(地方公務員災害補償法)
(健康管理)	健康診断(年2回)、ストレスチェックテスト
(賠償責任保険)	医療機関にて加入する、個人の加入は任意
(外部の研修活動)	学会、研究会への参加可(年1回)、参加費用支給有り

研修歯科医の評価に関する事項

修了判定を行う項目: 予め配布された研修歯科医手帳の記載状況

修了判定を行う基準: 研修歯科医手帳の必要症例数の達成および評価項目が全て記載されていること

評価方法

- (1) 研修歯科医は、研修歯科医手帳に随時臨床研修の内容を記録し、自己評価を行う。
- (2) 指導歯科医は、研修到達目標の達成状況を随時点検し、研修歯科医の到達目標達成を援助する。

プログラム修了の認定

研修歯科医の研修期間の終了に際し、研修管理委員会にて、臨床研修に関する当該研修医の評価と併せ修了の認定を行い、管理者に対し、当該研修歯科医の評価を報告する。このプログラムを修了したことを記した「研修修了証書」を授与する。

研修修了証書は2年間のプログラム修了時に授与する。

その他

教育に関する行事

(研修医ガイダンス)

研修最初の1週間に院内諸規定、施設設備の概要と利用法、文献と病歴検索方法、健康保険・年金制度、医事法規、薬剤、検査、接遇等について一連のガイダンスを実施。

(学習会)

各科カンファレンスなど院内で開催される検討会に参加。特に、定期的に行われるCPC、医局講演会には参加することを原則とする。

歯科の標準的なスケジュール

曜日	午 前	午 後
月	外来診療	外来手術の介助
火	外来診療・病棟回診	中央手術室での手術
水	外来診療	外来手術の介助
木	外来診療	中央手術室での手術・症例検討会
金	外来診療・病棟回診	特殊外来（腫瘍、奇形、顎関節疾患等）
土	病棟回診（必要に応じて）	—
日	病棟回診（必要に応じて）	—